

自主防災活動の手引き

(令和6年度版)

(自主防災組織等の皆様へ)

まずは、下記の手続きをお願いします。

※自主防災組織代表者様を対象としたメール配信サービスです。

(海南市メール配信サービスとは異なりますので、ご登録をお願いします。)



【QRコード】



☆登録方法

- ① 左のQRコードを読み取る
- ② 申請フォームにアクセス
自主防災組織代表者メールリスト登録届
- ③ 各項目に入力し登録



@city.kainan.lg.jpからのメールを受け取れるように
してください。

☆配信する情報

「支援事業の紹介」「研修会・訓練の案内」「防災情報」などを配信します。

※QRコードから手続きできない方は、「kikikanri@city.kainan.lg.jp」宛に「自主防災会名・氏名」を記入し、メールを送付してください。



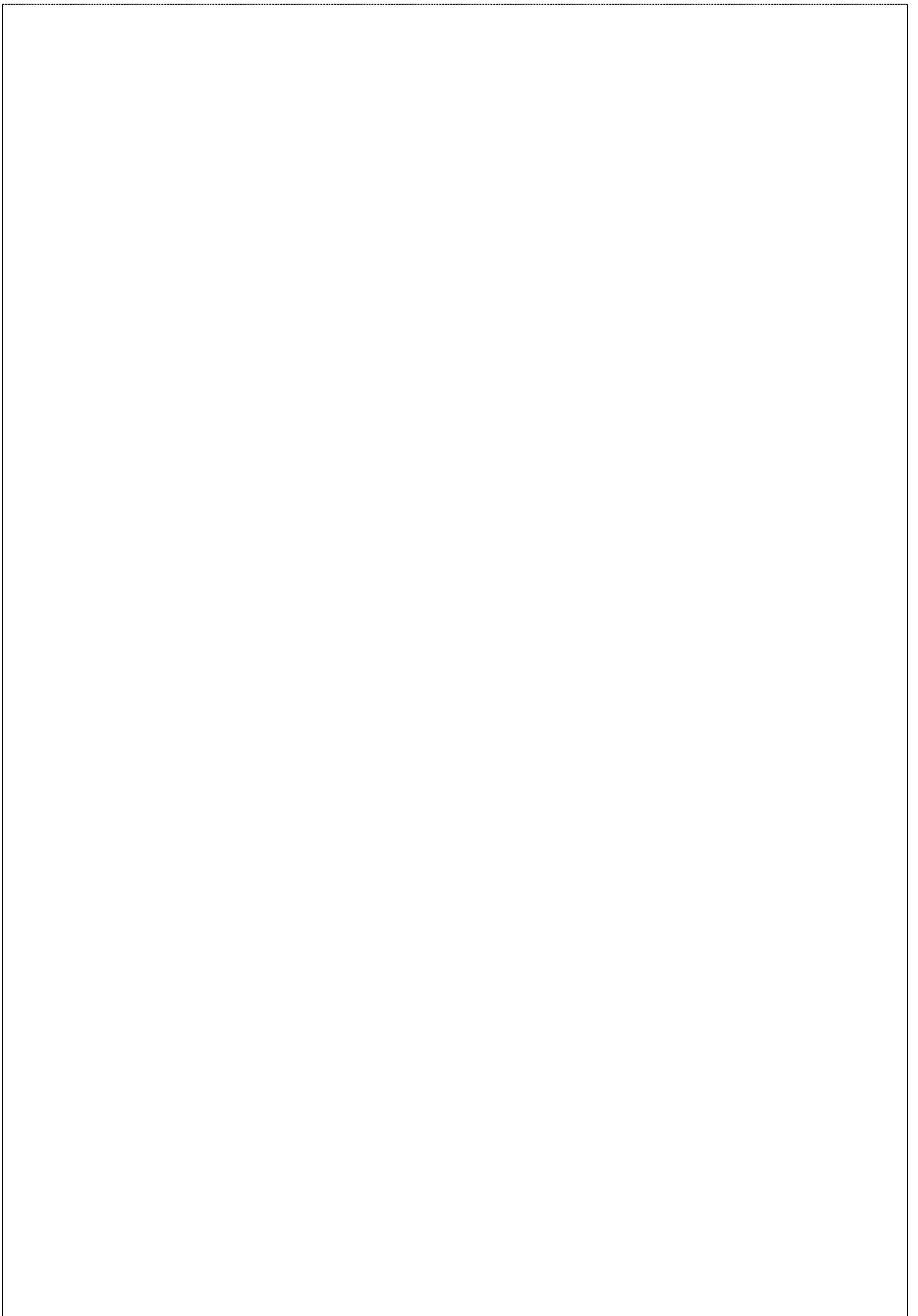
@city.kainan.lg.jpからのメールを受け取れるようにしてください。

【問い合わせ】海南市 危機管理課

電話：483-8406 (直通)

FAX：483-8483

MAIL:kikikanri@city.kainan.lg.jp



デジタル方式による届出を活用しましょう！

下記申請書について、デジタル方式による届出が可能となりました。デジタル方式では、「場所」「時間」にとらわれず届出ができますので、ぜひご活用ください。

【申請書（デジタル方式）】

①自主防災組織代表者等の変更届

URL <https://logoform.jp/form/yvj4/47941> QRコード

※自主防災組織育成事業補助金の申請を予定している場合は、相手先登録申請書の提出が必要です。



②自主防災組織防災訓練・研修等実績報告

URL <https://logoform.jp/form/yvj4/84914> QRコード



【申込方法】

1. 申請フォームにアクセス（URL または QR コード）
2. 申請フォームに各項目を入力してください。

目 次

第1章	自主防災組織の活動	(ページ)
	・ 防災訓練スケジュール	1
	・ 防災訓練・研修会申し込みのご案内	2
	・ 防災啓発DVD・書籍・防災ゲームの貸し出し	4
	・ 防災訓練における事故によるケガなどの補償	4
	・ 自主防災組織の防災活動の紹介	5
	・ 自主防災組織の活動の日	7
	・ 地域における防災行動計画	7
	・ 自主防災組織の活動例	8
	・ 要配慮者への支援の取り組み	9
	・ 男女共同参画の取り組み	9
	・ 地域関係者、学校、地元企業等と連携した防災活動	10
	・ 地区防災計画の策定	10
第2章	自主防災組織育成事業補助金	
	・ 自主防災組織育成事業補助金の種類	11

様式

1. 補助金申請

- ・ 補助金等交付申請書 様-1-
- ・ 補助金等交付請求書 様-2-
- ・ 資機材一覧表 様-3-
- ・ 物品配布先一覧表 様-4-
- ・ 資機材配置計画書 様-5-
- ・ 海南市防火防災訓練実施計画書 様-6-
- ・ 自主防災組織防災訓練・研修等実績報告書 様-7-
- ・ 相手先登録申請書 様-8-

2. その他

- ・ 自主防災組織代表者等変更届 様-9-
- ・ 地域防災士認定証明書 様-10-
- ・ 海南市在住防災士登録用紙 様-11-
- ・ 防災士 活動報告書 様-12-
- ・ 防火防災訓練事故発生状況報告書 様-13-

参考資料

(ページ)

- (1) 防災情報の収集方法について 参-1-
- (2) コロナ禍における避難に関する注意点 参-3-
- (3) 古くなった消火器の交換について 参-4-
- (4) 市で実施している事業 参-5-
- (5) 土砂災害について 参-11-
- (6) 災害時のごみの出し方について 参-12-

第1章 自主防災組織の活動

防災訓練スケジュール

海南市防災訓練

実施日 令和6年11月10日（日）午前9時～（予定）
※内容等の詳細は、後日お知らせします。

対 象 全市民

内 容 （1）シェイクアウト訓練（身を守る3つの安全行動の確認）

- ① 姿勢を低く！
- ② 体・頭を守って！
- ③ 揺れがおさまるまでじっとして！

（2）上記の訓練に引き続き、次の訓練を実施してください。

沿岸部：津波避難訓練、地区の実情に応じた訓練

内陸部：地区の実情に応じた訓練

※施設や事業所などでも独自の訓練を実施しましょう。



津波避難訓練の様子



地区の独自訓練の様子
(塩津区防災会)

防災訓練・研修会申し込みのご案内

自主防災組織単位などで申し込みできる訓練や研修会です。下記メニューを参考に、お申し込みください。その他の訓練や研修等の相談は、危機管理課（☎483-8406）までご相談ください。

●海南省危機管理課による出前講座

- ① 地域の災害特性や避難について
- ② 平時の準備について
- ③ 水害・土砂災害マイタイムラインの作成について
- ④ ①～③の他に「聞いてみたいこと」「学びたいこと」

【お問い合わせ・申し込み】危機管理課 ☎483-8406



『海南省 出前講座』
ホームページ QR コード

●海南省消防本部による訓練

- ① 初期消火訓練
- ② 応急救護訓練、負傷者搬送訓練
- ③ 災害時に役立つ応急手当（止血 骨折時の固定 被覆等）、救命講習
- ④ ロープの結び方 など

【お問い合わせ・申し込み】消防本部警防課 ☎483-8713

●和歌山県による研修

①『出張！県政おはなし講座』（和歌山県危機管理・消防課 ☎441-2280）

「東海・東南海・南海地震対策」などのテーマについて、和歌山県がスタッフの派遣や資料の作成を無料で行います。

※会場の手配や会場使用料は申込者負担

※実施希望日の1カ月前までにお申し込みください。



『出張！県政おはなし講座』
ホームページ QR コード

②『出張！減災教室』（和歌山県危機管理・消防課 ☎441-2280）

和歌山県が下記の講座を無料で開催します。

※会場の手配や会場使用料は申込者負担

※実施希望日の2週間前までにお申し込みください。

〈体験学習の主な内容〉

地震体験車による地震体験

地震・津波の基礎講座

避難所運営ゲームを用いた防災学習 など



『出張！減災教室』
ホームページ QR コード

●和歌山県警察による研修

『津波避難推進官による防災講話』

学校や自治会などで津波避難についての防災講話を行います。
津波避難推進官に地域主催の津波避難訓練へ参加してもらい、
必要な対策について意見を聞くこともできます。

【お問い合わせ・申し込み】和歌山県警察(代表)

☎073-423-0110 ※直通電話は、ありません。

和歌山県警察 警備課の担当者へ連絡してください



『津波避難推進官による防災講話』
ホームページ QR コード

●自衛隊による研修

自衛隊が下記の講座を開催します。

〈研修の主な内容〉

野外炊事車での炊き出し、骨折処理、担架搬送、心肺蘇生法、ロープの結び方など

【お問い合わせ・申し込み】自衛隊和歌山地方協力本部 有田募集案内所

☎0737-82-6631

●関西電力送配電株式会社 出前説明会

関西電力送配電株式会社が下記の説明会を開催します。

- ①防災（台風/停電、地震/津波）への取り組み
- ②エネルギー（エネルギーミックス、再生可能エネルギー等）
- ③原子力（安全対策/中間貯蔵/最終処分）関係

【お問い合わせ・申し込み】関西電力送配電株式会社

☎073-463-0604



『関西電力送配電株式会社 出前説明会』
説明会案内 QR コード

●日本赤十字社 和歌山県支部 防災・減災セミナー

日本赤十字社 和歌山県支部が下記のセミナーを開催します。

- ①災害への備え（地震編・津波編・風水害編）
- ②防災マップ作り（地震編・津波編・大雨土砂災害編）
- ③災害エスノグラフィー※
（大地震編・津波編・大雨災害編・大雨土砂災害編）

※被災した人々の視点で書き留められた読み物から、
被害を追体験し、被災状況をイメージするセミナー

【お問い合わせ・申し込み】日本赤十字社 和歌山県支部 事業推進課

☎073-422-7141



『日本赤十字社 和歌山県支部
防災・減災セミナー』
説明会案内 QR コード

防災啓発DVD・書籍・防災ゲームの貸し出し

研修会で防災活動に使用することができる啓発DVD・書籍・防災ゲームの貸し出しを行っています。ぜひご活用ください。

<内容>

- 「地震対策」「津波災害への備え」「紀伊半島大水害」「震災の記録」
- 「ひとりも取り残さないために～インクルーシブ防災～」
- 「きいちゃんの災害避難ゲーム（災害対応シミュレーションゲーム）」など

防災訓練における事故によるケガなどの補償

防災訓練に参加した方が、訓練に起因する事故によって傷害を受けた場合に備え、海南市は防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しています。

万が一不慮の事故で傷害を受けた場合、報告をお願いします。

対象となる訓練は、下記に掲げる訓練です。

※日本消防協会が認める場合に限るため、全ての事故が対象になるわけではありません。

【対象となる訓練】

- ・海南市及び海南市消防本部が主催した防火防災訓練で、市民を対象としたもの。
- ・自主防災組織や自治会、区が主催する防火防災訓練で、事前に海南市又は海南市消防本部へ訓練計画書を提出して、海南市又は海南市消防本部が認めたもの。

【手続きの流れ】

1. 「海南市防火防災訓練実施計画書」（P様-6-参照）を危機管理課又は消防本部総務課へ提出。

〈訓練起因による事故で傷害を受けた場合のみ以下の手続き〉

2. 「計画書提出先（危機管理課又は消防本部総務課）」へ電話連絡。
3. 「防火防災訓練事故発生状況報告書」（P様-13-参照）を「計画書提出先」へ提出。
4. 上記のほか必要となる書類がありますので、「計画書提出先」と協力して手続きをしてください。

※「海南市防火防災訓練実施計画書」及び「防火防災訓練事故発生状況報告書」は海南市のホームページ（「防災訓練の事故でケガ等をしたとき」参照）でも取得できます。

自主防災組織の防災活動の紹介

令和5年度の自主防災組織の活動の一部を紹介します。今後の活動の参考としてください。

また、地域で防災活動に取り組んだ場合は、自主防災組織防災訓練・研修等実績報告書（P様-7-参照）を危機管理課までご提出ください。

○自治会自主防災会・臨海企業連絡会（内海地区）

藤白南、船津浜、宮の浜自治会とENEOS和歌山石油精製株式会社で構成する自治会自主防災会・臨海企業連絡会が、夜間時に迅速かつ円滑に行動できるよう、津波避難場所の藤白神社で、南海トラフ地震を想定した夜間訓練を実施しました。



○上神田自治会自主防災会

安政大地震（1854年11月5日）の発生日時にあわせ、当時の人々が避難したと伝承される「呼び上げ地蔵」まで、簡易担架を積んだリアカーを引き、夜間避難訓練を実施しました。



○塩津区防災会

南海トラフ地震を想定し、避難行動要支援者宅への声かけや、寺の鐘を使った避難の呼びかけ、防潮扉の閉鎖、地区本部での情報収集などに取り組むとともに、旧塩津小学校では避難所設置訓練を実施しました。また、下津第二中学校と地域が連携し、炊き出し訓練を実施しました。



○日限自治会自主防災会

防災倉庫に保管している給水ポンプと慶権寺池からの排水を利用し、放水訓練を実施しました。

また、訓練用消火器を使用した操作説明と消火訓練も併せて実施しました。



○阪東自治会自主防災会

阪東地区防災検討会を開催し、災害時の地区の課題を整理するとともに、防災計画の点検を行い、日頃の備えや各自の行動等について、意見交換を行いました。



○御門自治会自主防災会

児童会館まで避難誘導を行い、災害用テントの設置訓練や、非常食の試食を行いました。また、和歌山地方気象台から講師を招き、線状降水帯や台風などの豪雨災害に備え、防災気象情報の入手や利活用について学びました。



○宮橋自治会自主防災会

7月14日、6月の豪雨災害を教訓に、災害時の要配慮者への声かけの方法、避難のタイミングや移動手段、非常持出品などについて、話し合いを行い、災害時に的確に行動できるよう取り組みました。



○北山自治会自主防災会

南海トラフ地震に備え、県が実施する出前講座を活用し、起震車で地震の激しい揺れを体験することにより、防災意識の向上を図りました。



自主防災組織の活動の日

自主防災組織による共助の活動を促進するため、和歌山県では6月1日を「自主防災組織の活動の日」と定めております。また、6月は梅雨や台風を迎える前であることから、国土交通省においても土砂災害防止月間と定めております。

昨年6月2日は、和歌山県北部に線状降水帯が発生し、海南市でも、最大1時間雨量69mm、最大3時間雨量153mm、降り始めからの累積雨量369mmの記録的な大雨となりました。これにより、市内の複数河川が溢水するなどし、建物被害が1,900件を超える、甚大な被害となりました。

昨年の災害から、1年が経過します。自主防災組織の活動の日（前後一週間）及び土砂災害防止月間を活動の契機に、地域の防災活動における、課題や対策について考えてみましょう。

（自主防災組織による活動例）

- 防災活動等の研修会の開催
- 安否確認訓練
- 避難訓練・避難場所の確認
- 資機材等の確認 等

地域における防災行動計画

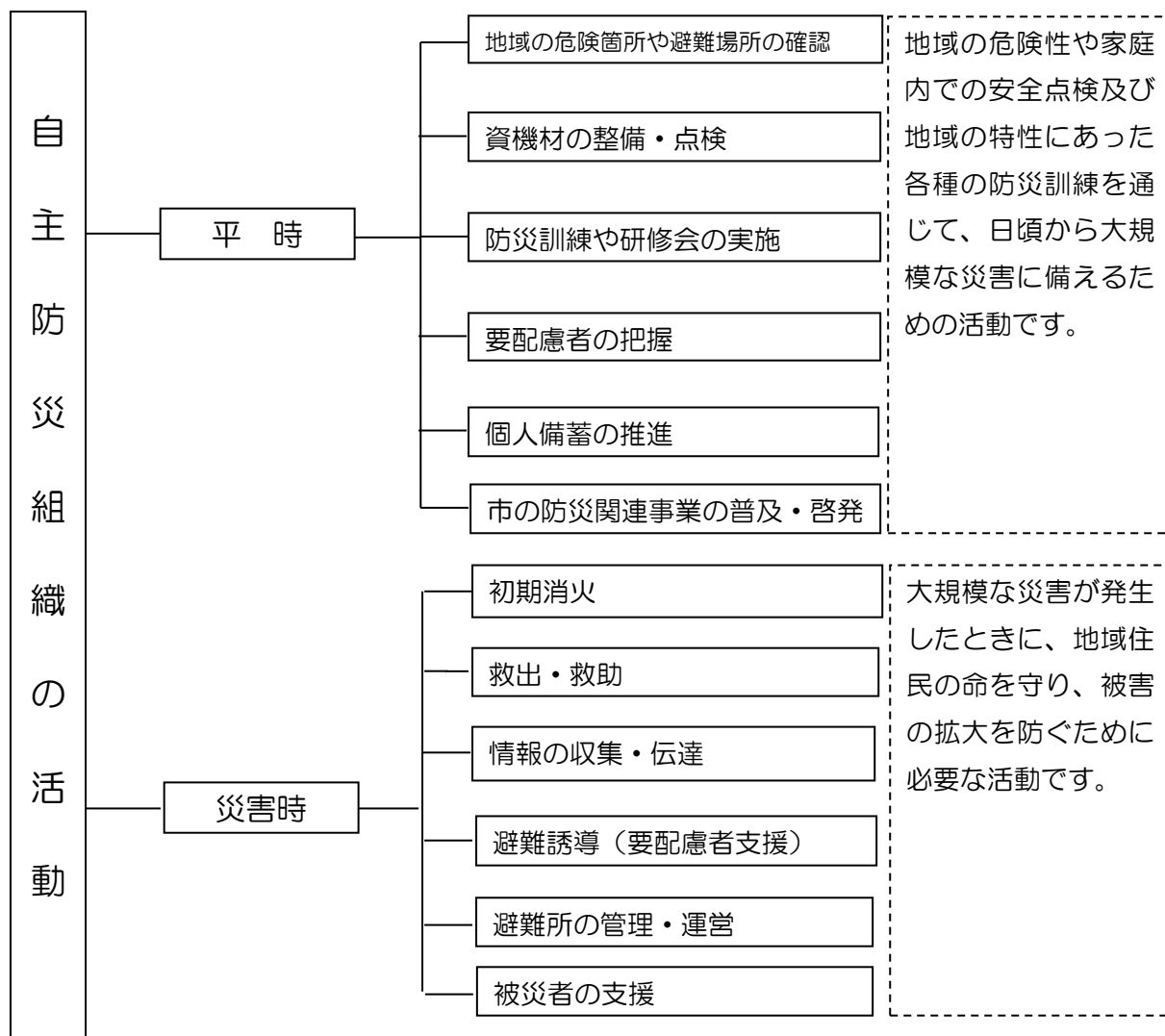
地域における防災行動計画とは、災害時に自主防災組織が行う活動について「いつ・誰が・何をするか」を、順を追って整理したものです。

あらかじめ、災害時の具体的な活動内容（情報収集や伝達方法、要配慮者への避難の支援、被災後の対応など）を決めておくことで、いざという時に、落ち着いて安全に防災行動や避難行動をとることができます。

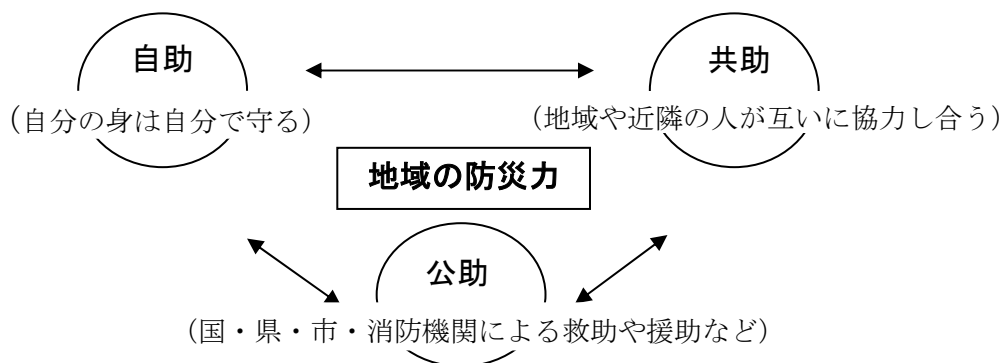
防災行動計画を作成し、『地域の課題は地域で解決する』を実践しましょう。

市では、防災行動計画の作成について、出前講座（P2）により支援いたしますので、自主防災組織単位でお申し込みください。

自主防災組織の活動例



*災害の種類や規模により活動内容は大きく異なります。

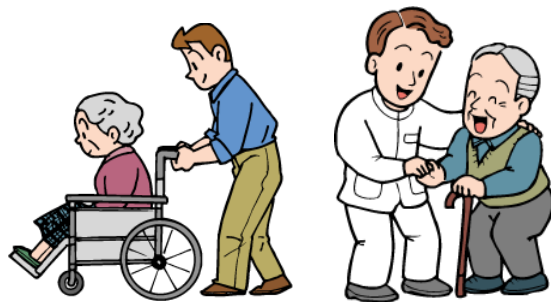


要配慮者への支援の取り組み

災害時に、迅速に情報伝達や避難行動、避難生活などの支援ができるよう、それぞれの自主防災組織で、要配慮者への平時からの見守り活動や、災害時の避難支援方法の検討を行うなど、地域の支援体制のルールづくりに取り組みましょう。

また、市では災害時に支援が必要となる人の名簿（避難行動要支援者名簿）を取りまとめ、自主防災組織や自治会などに提供していますので、要配慮者支援の取り組みに活用してください。

詳細については、P参-8-〈避難行動要支援者台帳整備事業〉をご確認ください。



男女共同参画の取り組み

東日本大震災をはじめ、過去の大規模災害では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

災害時には男女共同参画の視点が大変重要です。自主防災組織の役員への参画や、訓練や研修会などの防災活動に女性の積極的な参加を促進しましょう。



女性の視点から考える防災講座

地域関係者、学校、地元企業等と連携した防災活動

自主防災組織は、人口減少や高齢化、防災意識の低下などの理由により、設立後に防災活動が低迷するなどの様々な課題が発生しています。

その解決のためのひとつの方法として、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、学校関係者、公民館関係者などの地域関係者や、地域の小・中学校、地元企業や団体等と連携して活動に取り組むことが挙げられます。



地区の夜間訓練の様子（令和5年度）
（自治会自主防災会・臨海企業連絡会（内海地区））

地区防災計画の策定

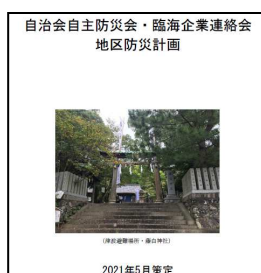
地区防災計画とは、各地域の防災活動について、地区居住者等が主体となって策定する計画であり、地区の特性に応じて自由な内容で作成することが可能です。

地区の活動目標や「防災活動体制」「活動内容」「長期的な予定」「防災訓練」「物資及び資材の備蓄」などを記載しておくことで、地域の防災活動を促進するとともに、地域コミュニティごとの効果的な防災活動につながります。

地域の防災活動を継続的かつ効果的に取り組むことができるよう、地区防災計画を策定しましょう。策定を希望する場合は、危機管理課までご相談ください。

○作成実績

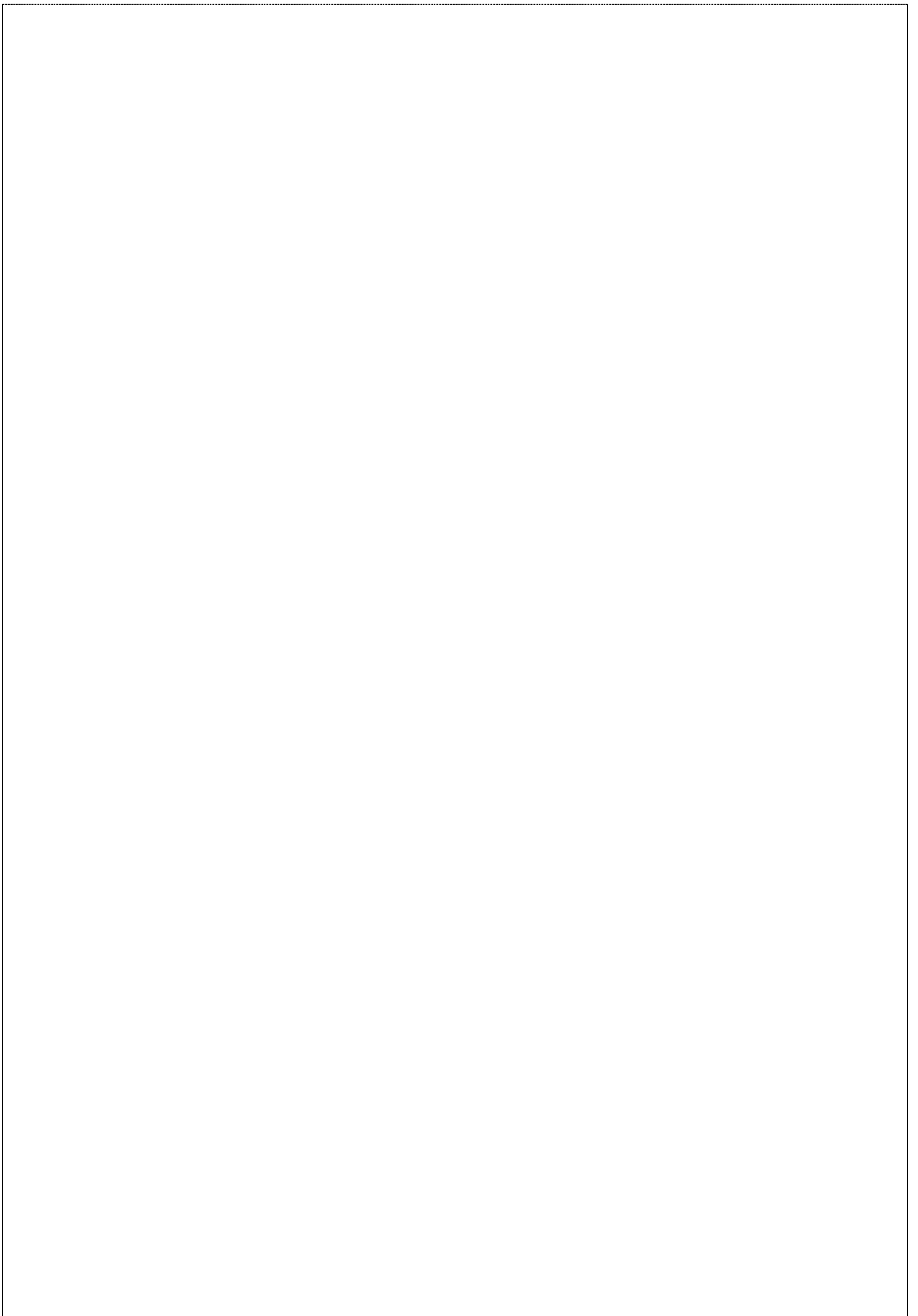
- ・自治会自主防災会・臨海企業連絡会（令和3年5月策定）
（藤白南、船津浜、宮の浜、ENEOS 和歌山石油精製株式会社）



自治会自主防災会・臨海企業
連絡会地区防災計画



計画策定に向けた協議の様子



第2章 自主防災組織育成事業補助金

自主防災組織育成事業補助金の種類

自主防災組織の活動に要した金額の一部を補助します。

補助金を活用して自主防災組織の活動を行う場合、各申請項目により申請時の必要書類、補助金の補助限度額、年度内に申請ができる回数等に違いがあります。

補助金を申請する際は内容等を確認し、申請を行ってください。また、申請時も必要書類等の記入方法などの不明な点は、危機管理課までお問い合わせください。

受付期間：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）※必着

※受付期間中であっても予算の限度額に達した時点で終了します。

また、令和7年2月28日までに事業を完了し、必要書類を添えて申請が可能な事業に限ります。

受付場所：海南市役所 危機管理課

*補助金の申請を希望する場合は、限度額や対象物品に制限がありますので、事前に危機管理課（TEL：483-8406）までご相談ください。

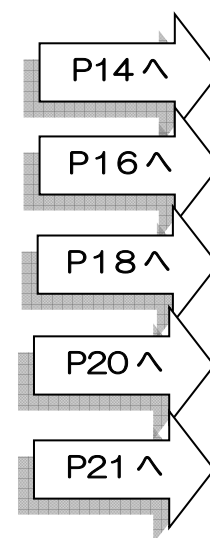
（1）設立時における資機材等の整備に要した経費

（2）防災訓練や研修等に要した経費

（3）資機材の購入又は更新に要した経費

（4）地域の防災活動に要した経費

（5）防災士の育成に要した経費



海南市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市域において発生が予想される各種災害対策の一環として、地域住民による積極的な自主防災組織活動を支援することを目的とし、自主防災組織が実施する資機材整備、地域の防災活動、防災訓練、研修、防災士育成等に対し、補助金を交付することについて、海南市補助金等交付規則（平成17年海南市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、各種災害発生時の被害を最小限に防止し、又は軽減することを目的として市内の自治会単位で自主的に結成された組織で、当該組織に係る規約を作成し、かつ、市長に届け出たものとする。

(補助対象)

第3条 この補助金は、自主防災組織に対し、組織の育成に要する次の経費に対して補助するものとする。

- (1) 設立時における資機材等の整備に要した経費
- (2) 防災訓練や研修等に要した経費
- (3) 資機材の購入又は更新に要した経費
- (4) 地域の防災活動に要した経費
- (5) 防災士の育成に要した経費

(補助額)

第4条 前条に規定する経費に対する補助額は、別表の左欄に掲げる経費について、同表の右欄に掲げる額を限度として、市の予算の範囲内で交付する。

(実績報告書)

第5条 この補助金については、海南市補助金交付規則第12条ただし書の規定により、実績報告を要しないものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

補助額

補助対象経費	補助限度額
(1) 設立時における資機材等の整備に要した経費	50,000円+300円×世帯数
(2) 防災訓練や研修等に要した経費	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額 ア 単独の自主防災組織で実施する場合 次に掲げる自主防災組織の世帯数の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 世帯数が100未満の場合 10,000円 (イ) 世帯数が100以上200未満の場合 20,000円 (ウ) 世帯数が200以上の場合 30,000円 イ 複数の自主防災組織で実施する場合 次に掲げる額のうちいずれか低い額（上限100,000円） (ア) 補助金の交付の対象となる経費の総額 (イ) 構成する自主防災組織の数×20,000円
(3) 資機材の購入又は更新に要した経費	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 津波により孤立する避難場所への資機材の整備に係る事業 事業費の4/5以内（上限200,000円） イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者の避難支援に係る事業 事業費の2/3以内（上限100,000円） ウ その他の事業 事業費の1/2以内（上限100,000円）
(4) 地域の防災活動に要した経費	事業費の1/2以内 （上限100,000円）
(5) 防災士の育成に要した経費 （資格認証の取得に要した費用）	特定非営利活動法人日本防災士機構が発行する教本の代金、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料に係る実費

備考

- 1 (1) 及び (2) の経費に係る補助について、その要した費用が補助限度額に満たない場合はその費用の額とする。
- 2 (1) から (4) までの経費に係る補助について、補助対象となる資機材、活動等については、別に定めるところによる。
- 3 (5) の経費に係る補助については、和歌山県が行う防災士の養成講座を修了し、資格認証登録をした者に係る費用に対するものに限るものとし、防災士1人につき1回限りとする。

(1) 設立時における資機材等の整備に要した経費

自主防災活動のために必要となる資機材等の購入費用を補助します。

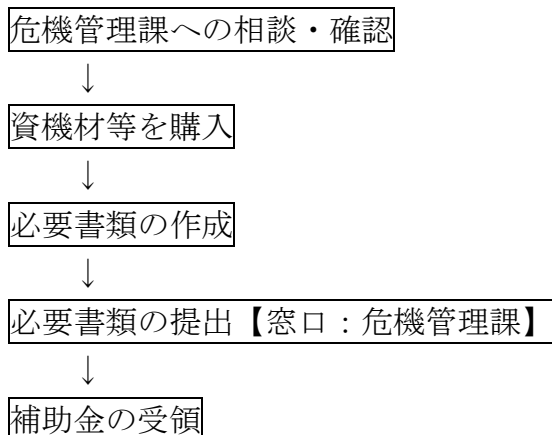
申請は、自主防災組織を結成してから通算1回のみです。ただし、自主防災組織の結成年度に関わらず、結成年度以降も申請は可能です（補助金は円単位）。

【補助額限度】 50,000円+300円×世帯数

<対象となる経費>

- ・ 資機材等の保管庫の購入費又は工事整備費
- ・ 防災教材等の購入費又は印刷製本費
- ・ 資機材の購入費
 - ※ 対象資機材（例）（P15）を参照
 - ※ 防災用品や備蓄倉庫等の購入に要する経費 等

<補助金申請フロー>



必要書類チェックシート（必要書類は【様式集】を参照）

- 補助金等交付申請書 P様-1-参照
- 補助金等交付請求書 P様-2-参照
- 資機材一覧表 ※物品、数量、金額、保管場所等を記入。P様-3-参照
- 物品、数量が分かる写真 ※写し方はP22を参照
- 物品の保管場所と保管状態がわかる写真
- 領収書（写）
 - 宛名は自主防災組織の名称となっているか
 - 領収日及び但し書き、数量が記入されているか
- ※領収書に数量の記入がない場合は、別途「納品書」「レシート」などが必要です。
- 相手先登録申請書 ※過去に相手先登録申請書を提出済で、会長名・口座名義等に変更が無い場合は提出不要 P様-8-参照

各世帯に購入した資機材を配布した場合に必要な書類

- 物品配布先一覧表 P様-4-参照
- 資機材配置計画書 P様-5-参照

(参考) 対象資機材 (例)

1	情報収集・伝達用具	拡声器、携帯用ラジオ、腕章、ホイッスル 等
2	初期消火用具	消火器(※消火器の詰替え費及び処分費は補助対象外。)、消火器の格納庫、バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット 等
3	水防用具	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、掛矢、杭、土のう袋、止水版、鎌 等
4	救助用具	バール、大工道具(電動のこぎり、のこぎり、金づち等)、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、なた、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、防塵マスク、防塵メガネ 等
5	救護用具	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレ 石油ストーブ 等
6	避難用具	懐中電灯、標旗、メガホン、ホイッスル 等
7	給食・給水用具	炊事用具(炊飯装置、鍋)、給水タンク、カセットコンロ、ガスボンベ、配膳用食器、濾水装置、 飲料水※、非常食※ 、手押しポンプ、ホース 等 ※飲料水・非常食は3年以上保存可能なものに限る。
8	保護用具	ヘルメット、手袋、活動服(難燃)、編上げ靴、雨衣 等
9	照明用具	発電機、投光器、強力ライト、コードリール、燃料 等
10	感染症予防物品	マスク、消毒液、体温計 等
11	その他用具	携帯電話用充電器、ビニールシート、簡易収納庫、備蓄倉庫等、避難路等を整備するための草刈り機
12	その他市長が必要と認めるもの	

●補助対象外となる資機材(県補助金の対象外になるため)

- ・電池(同時購入した資機材の活用に必要な場合は可)
- ・AED、テレビ
- ・事務用品の消耗品(筆記用具、ファイル、印刷代(トナーカートリッジ)、用紙)
- ・パルスオキシメーター(酸素飽和度を測定する器具)や医療機器
- ・災害時持ち出し袋
- ・プロジェクター、スクリーン
- ・レジ袋
- ・消火栓
- ・地区の放送設備

(2) 防災訓練や研修等に要した経費

自主防災組織で消火訓練、応急手当訓練等の各種訓練、研修に必要となる費用を補助します。ただし、補助金の対象は訓練や研修の実費分のみです。(物品については、訓練・研修等で直接消費する物に限ります。)

年度内に複数回申請ができます。

※訓練内容を広報かいなどで紹介する場合があります。

【補助額限度】

※単独の自主防災組織で実施する場合

世帯数が100未満	上限 10,000 円
世帯数が100以上200未満	上限 20,000 円
世帯数が200以上	上限 30,000 円

※複数の自主防災組織で実施する場合

下記のうち、いずれか低い額 (上限 100,000 円)

- ・補助金の対象となる経費の総額
- ・合同で訓練または研修会を実施する自主防災組織の数×20,000 円

※訓練や研修の内容を確認するため、実施前に報告をお願いします。

※必ず、以下の〈対象となる経費〉、〈対象とならない経費〉をご確認ください。

〈対象となる経費〉

主なメニュー	
講師に係る謝金	・講師は、災害の知見や教訓をもとに、地区の防災・減災につながる指導をされる外部講師に限ります(市内の消防団や防災士等に依頼された場合は対象外)。
印刷製本費	・防災まち歩き的地図、チラシの作成費
講師に係る交通費	・領収書など交通費に係る料金を確認できるものが必要
研修にかかるバス借上料及び施設入場料	・バス借上料は、行程に防災研修以外の目的を含む場合は、補助対象経費から減額します。
小さな子供がいる方の参加を促すための託児サービスの費用	
避難路、避難場所の草刈作業に要した消耗品(草刈機の刃、燃料等)等の購入費	・市が指定する以下の5種目の訓練「①避難誘導訓練、②情報収集・伝達訓練、③救出及び救護訓練、④避難所運営訓練、⑤その他の訓練」のうち1種目の防災訓練を同時に実施した場合にかぎり、 ・市指定避難場所及び登り口の避難路に限ります。
炊出し訓練で消費する食材	「炊き出し訓練」は、市が指定する以下の5種目の訓練「①避難誘導訓練、②情報収集・伝達訓練、③救出及び救護訓練、④避難所運営訓練、⑤その他の訓練」のうち2種目の防災訓練を同時に実施し、炊き出しの内容が大規模災害時の地域の状況に即した場合のみ対象となります。

<対象とならない経費>

- ・訓練参加者に配布するジュース、お茶、水、弁当代
- ・備蓄を目的とした食料品（アルファ米、缶詰、乾パン、レトルト食品等）
- ・会場使用料
- ・事務用品の消耗品（筆記用具、ファイル、印刷代、用紙等）
- ・「資機材の購入または更新に要した経費」（P18～19 参照）の補助対象となる資機材の購入費（P15 対象資機材（例）を参照）
※補助申請する場合は、申請書類を「防災訓練や研修等に要した経費」と「資機材の購入または更新に要した経費」の2部提出が必要となります。
- ・防災活動と認められない研修や訓練

<補助金申請フロー>

1. 危機管理課への相談・確認
2. 訓練実施計画書（P様-6-）の提出 ※訓練を行う場合
3. 各種訓練・研修会等を実施
4. 必要書類の作成
5. 必要書類の提出【窓口：危機管理課】

必要書類チェックシート（必要書類は【様式集】を参照）

- 訓練実施計画書 ※訓練を行う場合は事前に提出
 - 補助金等交付申請書 P様-1-参照
 - 補助金等交付請求書 P様-2-参照
 - 資機材一覧表 ※物品、数量、金額、保管場所等を記入 P様-3-参照
 - 自主防災組織防災訓練・研修等実績報告書 P様-7-参照
 - 訓練・研修時の写真（写真の写し方はP22参照）
 - 概ねの参加者数がわかる全景写真
 - 食材を購入し、炊出し訓練等を実施した場合は、調理及び消費している状況がわかる写真
 - 託児サービスを利用した場合は、その状況がわかる写真
 - 避難路及び避難場所の草刈りを実施した場合は、整備前及び整備後の写真。
 - 購入した物品の写真
- (注) 写真で物品、数量を確認しますので、内容がわかるように撮影してください。
- 領収書（写）
 - 宛名は自主防災組織の名称となっているか
 - 領収日及び但し書き、数量が記入されているか
※領収書に数量の記入がない場合は、別途「納品書」「レシート」などが必要です。
 - 明細書（写） ※料金の明細が分かるもの
 - 行程表 ※バスを借り上げて研修に行った場合、行程がわかるもの
 - 組織図 ※複数組織で実施する場合の構成組織を記入
 - 相手先登録申請書 ※過去に相手先登録申請書を提出済で、会長名・口座名義等に変更が無い場合は提出不要 P様-8-参照

※上記以外の書類がある場合、あわせて提出をお願いします。（例）地区への回覧文書 等

(3) 資機材の購入又は更新に要した経費

3-1. 基本的な資機材購入又は更新に要した経費への補助

自主防災組織を運営していくために、必要となる資機材等の購入費用を補助します。申請回数は原則年度内に1回のみです。(補助金は百円単位で切り捨て)

【補助額限度】 資機材等の購入費用の1/2を補助。 (上限 100,000円)

(例1) 300,000円の資機材を購入した場合

補助額 100,000円 (上限)

(例2) 86,420円の資機材を購入した場合

補助額 43,200円 (86,420円×1/2≒43,200円)

<対象となる経費>

- ・保管庫等の工事整備費
- ・資機材の購入費
- ・避難所(場所)で使用する感染症予防物品(マスクや消毒液、体温計など)
 - ※ 対象資機材(例)(P15)を参照
 - ※ 各家庭へ配布する防災物品の購入費用は補助対象外です。
 - ※ 地域で保管庫が整備できないため、個人宅に資機材を保管する場合は、補助対象となりますので、事前にご相談ください。

3-2. 要配慮者の避難支援に係る資機材の整備に要した経費への補助

災害時の要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する人)の避難支援を円滑に行うために必要な資機材の購入費用を補助します。

申請回数は年度内に1回のみです(補助金は百円単位で切り捨て)。

【補助額限度】 資機材の購入費用の2/3を補助。 (上限 100,000円)

(例1) 300,000円の資機材を購入した場合

補助額 100,000円 (上限)

(例2) 86,420円の資機材を購入した場合

補助額 57,600円 (86,420円×2/3≒57,600円)

<対象となる経費>

- ・資機材の購入費
- ※車椅子、リヤカー、その他避難用の器具 等

3-3. 津波により孤立する避難場所への資機材の整備に要した経費への補助

津波からの避難後、救助が到着するまでの身の安全を確保するために、市が指定する津波避難場所のうち、津波により孤立するおそれがある避難場所への資機材の整備（備蓄用資材の整備、備蓄倉庫の設置等）の費用を補助します。

申請は、自主防災組織を結成してから通算1回のみです。ただし、自主防災組織の結成年度に関わらず、結成年度以降も申請は可能です（補助金は百円単位で切り捨て）。

【補助額限度】資機材等の購入費用の4/5を補助。（上限 200,000円）

（例1）250,000円の資機材を購入した場合

補助額 200,000円（上限）

（例2）101,420円の資機材を購入した場合

補助額 81,100円（101,420円×4/5≒81,100円）

<対象となる経費>

- ・保管庫等の工事整備費 ※地権者の同意が必要
- ・資機材の購入費 ※飲料水・非常食は対象外

<補助金申請フロー>

危機管理課への相談・確認（現地確認等）



資機材等を購入・更新



必要書類の作成



必要書類の提出【窓口：危機管理課】

必要書類チェックシート（必要書類は【様式集】参照）

※消火器購入時の必要書類は、P23を参照

- 補助金等交付申請書 P様-1-参照
- 補助金等交付請求書 P様-2-参照
- 資機材一覧表 ※物品、数量、金額、保管場所等を記入 P様-3-参照
- 物品、数量が分かる写真 ※写し方はP22を参照
- 物品の保管場所と保管状態がわかる写真
- 領収書（写）
 - 宛名は自主防災組織の名称となっているか
 - 領収日及び但し書き、数量が記入されているか
- ※領収書に数量の記入がない場合は、別途「納品書」「レシート」などが必要です。
- 相手先登録申請書 ※過去に相手先登録申請書を提出済で、会長名・口座名義等に変更が無い場合は提出不要 P様-8-参照
- 資機材配置計画書 ※個人（役員宅等）に保管する場合に提出 P様-5-参照

(4) 地域の防災活動に要した経費

地域の避難場所の整備や地域の防災マップの作成等に要した費用を補助します。
申請回数は原則年度内に1回のみです。(補助金は百円単位で切り捨て)

【補助額限度】作成費用等の1/2を補助。(上限 100,000円)

(例1) 300,000円で防災マップを作成した場合

補助金申請額 100,000円

(例2) 86,420円で防災マップを作成した場合

補助金申請額 43,200円 (86,420円×1/2≒43,200円)

<対象となる経費>

- ・地域の防災マップや地区防災計画等の作成費用
 - ・避難場所等の整備に要する経費
 - ・要配慮者名簿等の作成費用
 - ・井戸の水質検査及び取水設備(ポンプ等)の設置に要する費用
- ※災害時に地域の方が使用することに同意をいただいている井戸に限ります。
- ・地区で購入した無線の無線利用料 等

<補助金申請フロー>

危機管理課への相談・確認



避難場所の整備・防災マップの作成



必要書類の作成



必要書類の提出【窓口：危機管理課】

必要書類チェックシート(必要書類は【様式集】参照)

- 補助金等交付申請書 P様-1-参照
- 補助金等交付請求書 P様-2-参照
- 資機材一覧表 ※物品、数量、金額、保管場所等を記入 P様-3-参照
- 井戸の水質検査を実施した場合は、位置図及び水質検査実施結果(写)
- 防災活動におけるマップ等を作成した場合は、その成果品又は写し
- 活動内容が分かるような写真
- 物品の保管場所と保管状態がわかる写真
- 領収書(写)
 - 宛名は自主防災組織の名称となっているか
 - 領収日及び但し書き、数量が記入されているか
- ※領収書に数量の記入がない場合は、別途「納品書」「レシート」などが必要です。
- 相手先登録申請書 ※過去に相手先登録申請書を提出済で、会長名・口座名義等に変更が無い場合は提出不要 P様-8-参照

(5) 防災士の育成に要した経費

訓練や災害時などに、より迅速な行動や、組織力を高めるために、防災士の育成に要した費用を補助します。(資格認証の取得に要した経費)

【補助額限度】 防災士の育成に要した経費

<対象となる経費>

- ・和歌山県が行う防災士の養成講座(紀の国防災人づくり塾)を修了し、資格認証登録をした者に係る費用(教本の代金、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録料)。その他の経費(受講にかかる交通費、振込手数料等)は対象外。

<防災士とは>

- ・「自助」「共助」「協働」を原則として、防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を有することを認められた人のことです。

<防災士になるためには>

- ・特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格すること。
- ・消防署等で実施する普通救命講習を履修すること。
上記の要件を満たした上で、特定非営利活動法人日本防災士機構に「防災士認証登録申請」を行うことが必要です。

<その他>

- ・防災士資格取得後、市へ登録していただいた方には、防災情報や研修会実等の案内を送付します。

<補助金申請フロー>

危機管理課への相談・報告



紀の国人づくり塾(和歌山県主催)を受講、防災士試験受験・合格



防災士資格の登録手数料の払込



必要書類の作成・提出【窓口：危機管理課】

必要書類チェックシート(必要書類は【様式集】参照)

- 補助金等交付申請書 P様-1-参照
- 補助金等交付請求書 P様-2-参照
- 地域防災士認定証明書 ※会長の認定が必要 P様-10-参照
- 防災士養成講座(紀の国防災人づくり塾)修了書(写)
- 認証に要した経費の領収書(写)
- 相手先登録申請書 ※過去に相手先登録申請書を提出済で、会長名・口座名義等に変更が無い場合は提出不要 P様-8-参照

(参考) 補助金提出時に必要な写真の写し方

添付する写真の例①

ヘルメットを15個購入した場合

(良い例)



物品、数量を確認することができるように、撮影をお願いします。

(悪い例)



この場合は、数量を確認することができないので、写真の取り直しをお願いします。

添付する写真の例②

アルファ米(30袋)・簡易トイレ(20個)・保存水(6本)購入した場合

(良い例)



物品、数量を確認することができるように、撮影をお願いします。

(悪い例)



この場合は、数量を確認することができないので、写真の取り直しをお願いします。

添付する写真の例③

保管場所と保管状態がわかる写真を撮る場合

(保管場所)



(保管状態がわかる写真)



周囲の風景が確認できるように撮影をお願いします。

消火器購入時の必要書類チェックシート（必要書類は【様式集】参照）

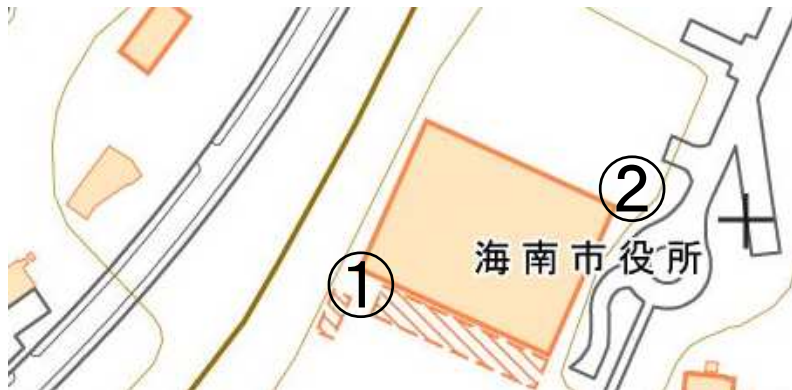
- 補助金等交付申請書 P様-1-参照
- 補助金等交付請求書 P様-2-参照
- 資機材一覧表 ※物品、数量、金額、保管場所等を記入 P様-3-参照
- 領収書（写）
 - 宛名は自主防災組織の名称となっているか
 - 領収日及び但し書き、数量が記入されているか※領収書に数量の記入がない場合は、別途「納品書」「レシート」が必要です。
- 相手先登録申請書 ※過去に相手先登録申請書を提出済で、会長名・口座名義等に変更が無い場合は提出不要 P様-8-参照
- 消火器の数量が分かる写真】



- 消火器の保管場所と保管状態がわかる写真】

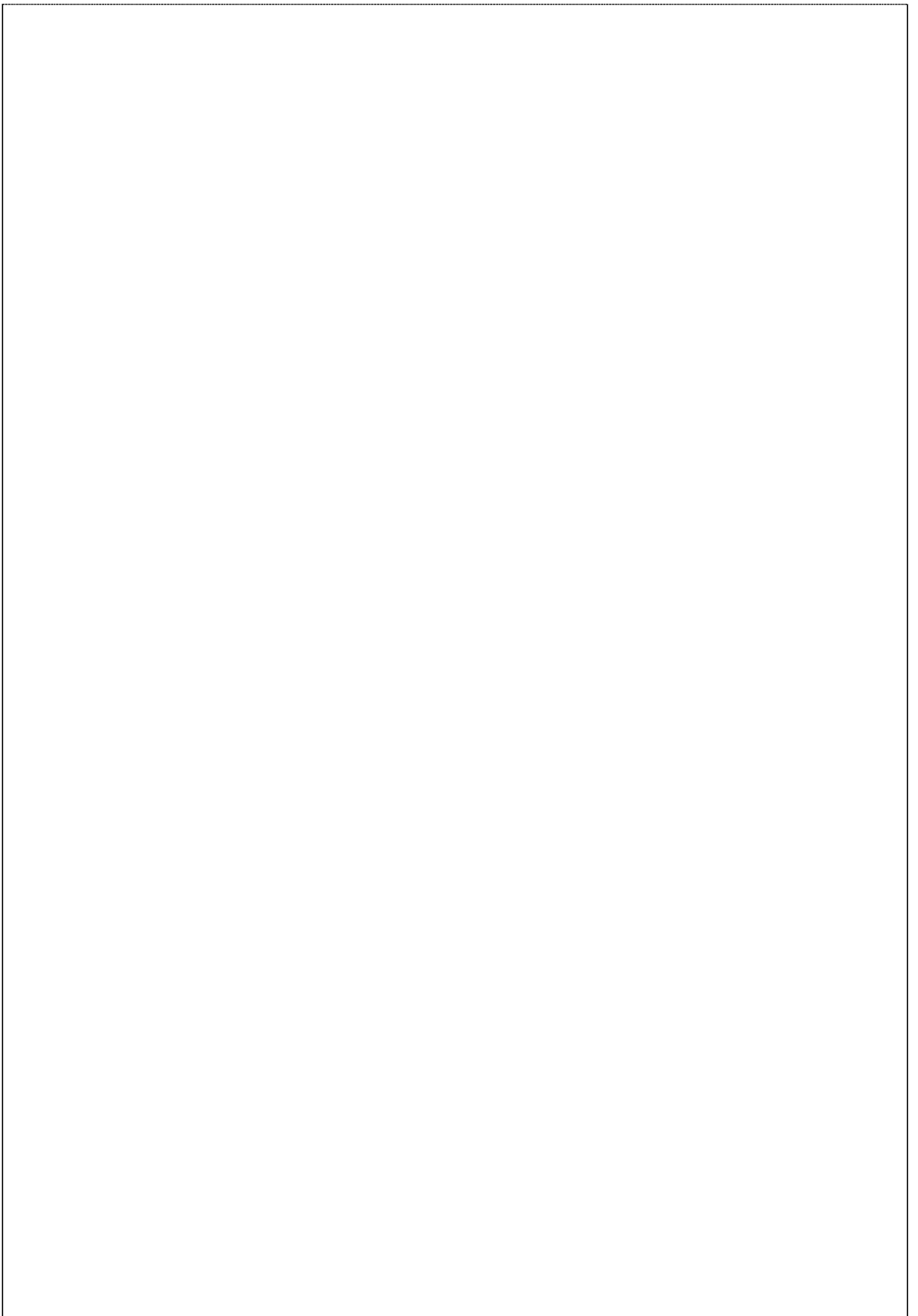


- 消火器の保管場所が分かる地図



※消火器購入が補助対象となる自主防災組織育成事業補助金の種類

- (1) 設立時における資機材等の整備に要した経費 P14 参照
- (3) 3-1. 基本的な資機材購入又は更新に要した経費への補助 P18 参照



様 式

様式第1号（第4条関係）

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

住 所

団体名

申 請 者 氏 名

電 話

補助金等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事務又は事業の名称

自主防災組織育成事業

2 交付申請額

補助金等交付請求書

令和 年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

住 所

団体名

申 請 者 氏 名

電 話

請 求 金 額	
交 付 済 額	
事 業 名	自主防災組織育成事業
備 考	

資機材一覧表

資機材名	数量	単価（円）	金額（円）	購入先	保管場所※
合 計					

※地区で保管できる倉庫がない場合、会長（役員）宅での保管も可能です。
 その場合、別紙「資機材の配置計画について」の提出が必要です。

令和 年 月 日

海南市長 様

住 所

団体名

申 請 者 氏 名

資機材配置計画書

資機材の配置について、地域で防災倉庫等の保管場所が整備できないため、今回購入した資機材については、別紙資機材一覧表のとおり保管し、災害時には自主防災活動に使用します。

なお、会長交代時には資機材の配置について引継ぎを行います。

添付資料 保管状況の写真

<p>海南市防火防災訓練実施計画書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>海南市長 神 出 政 巳 様</p> <p>自主防災組織等名 代表者住所 代表者氏名 電話番号</p> <p>次のとおり訓練を実施しますので、海南市防火防災訓練災害補償要綱第4条に基づき提出します。</p>	
訓 練 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
訓 練 場 所	
参 加 人 員	
訓 練 内 容	
備 考	



自主防災組織防災訓練・研修等実績報告書

令和 年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

住 所

団体名

報 告 者 氏 名

電 話

実施しました訓練・研修について、下記のとおり報告します。

【実施日（時間）】	年	月	日（	:	~	:	）
【実施場所】							
【参加者数】	（		名）	/	加入世帯数	（	世帯）
【内 容】							
【実施して良かった点】							
【そ の 他（次回開催の改善点など）】							

相手先登録申請書

支払予定日
負担行為起票日
※必要な場合のみ

太字の枠内を記入して下さい。

登録後は海南市からの支払いはすべてご指定の口座にお支払いさせていただきます。(企業会計は除く)

以前に登録を申請された方で変更される場合は、変更される項目欄の□に✓を記入して下さい。

相手先番号	-	処理年月日 令和 年 月 日 担当()
海南市長 様 下記により支払われるよう申し上げます。 令和 年 月 日		登録区分 ※修正・廃止の場合は相手先番号を記入して下さい。 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 修正 <input type="checkbox"/> 廃止 支払区分 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 窓口払 管理区分 <input type="checkbox"/> 担当課管理 支払内容()
(フリガナ)		印 ※契約書等に押印しているものを押印して下さい。 ※法人の方は、代表者印を押印して下さい。
氏名又は名称	□	
(フリガナ)		
代表者肩書及び代表者名	□	
(フリガナ)		
住所・電話番号	(〒 -) (Tel:)	振込通知書送付区分 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
振込指定口座	銀行 組合 店 金庫 農協 所	
	口座種別(該当するもの✓を記入して下さい。) <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	口座番号(右詰めで記入して下さい。)
	(フリガナ)	
名義		
前金払専用口座(工事のみ)	銀行 組合 店 金庫 所	
	口座種別(該当するもの✓を記入して下さい。) <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	口座番号(右詰めで記入して下さい。)
	(フリガナ)	
名義		

所属名: _____

相手先登録を申請します。 令和 年 月 日

主管課等	課長	班長	班

申請により処理してよろしいか。

出納室	室長	班長	班



自主防災組織代表者等変更届

令和 年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

団 体 名 _____

届出者 住所 _____

届出者 氏名 _____

下記のとおり、自主防災組織（会）の代表者等を変更しましたので届けます。

【変更事項】 変更年月日 年 月 日

新	代表者名 <input type="checkbox"/>	
	住 所 <input type="checkbox"/>	
	電話番号 <input type="checkbox"/>	
	メール アドレス <input type="checkbox"/>	
旧	代表者名	

※変更される項目欄の口に✓を記入してください。

- * 届出者は、新旧どちらの方でも結構です。
- * 提出先は、危機管理課まで届出をお願いします。
- * 提出方法は、FAXでも可。(ただし送信後、電話連絡を下記までお願いします。)
- * お近くの下津行政局、支所・出張所を経由して提出していただいても結構です。
- * ご報告いただきましたメールアドレス宛に研修会や防災に関する情報を送付させていただきます。

提出先 海南市役所 危機管理課
TEL : 4 8 3 - 8 4 0 6 (直通)
FAX : 4 8 3 - 8 4 8 3

地域防災士認定証明書

令和 年 月 日

海南市長 神 出 政 巳 様

団体名.....

代表者名.....

下記の方が、防災士養成講座を終了し、当地域の防災士となるのでこれを証明する。

記

防災士名

住 所.....

氏 名.....

電話番号.....



海南省在住防災士登録用紙

(防災士同士の共有同意確認)

防災士登録番号	No.
認 証 日	

- (注) ① 防災士とは、特定非営利活動法人 日本防災士機構に登録している方
② 防災士番号、認証日は防災士証に記載していますのでご確認ください。

ふりがな	
氏 名	
住 所	海南省
自宅電話番号	0 7 3 -
緊急連絡先 電話番号	
メールアドレス (パソコン)	

- 市からの情報（防災情報や研修会の案内等）を希望しますか。

希望する 希望しない（どちらかの□に✓チェック印をお願いします。）

(注) この情報は、災害時及び防災訓練時にのみ使用します。ただし、上記の希望するに
チェックした方は、市からの防災情報、研修会の案内等もお送りいたします。

- 「市在住防災士名簿」名簿を登録し防災士同士で共有することに同意しますか。

はい いいえ （どちらかの□に✓チェック印をお願いします。）



防災士 活動報告書

年 月 日

氏名 _____

タイトル _____

(イベント名・場所) _____

活動日 _____

人数 _____

準備・連携

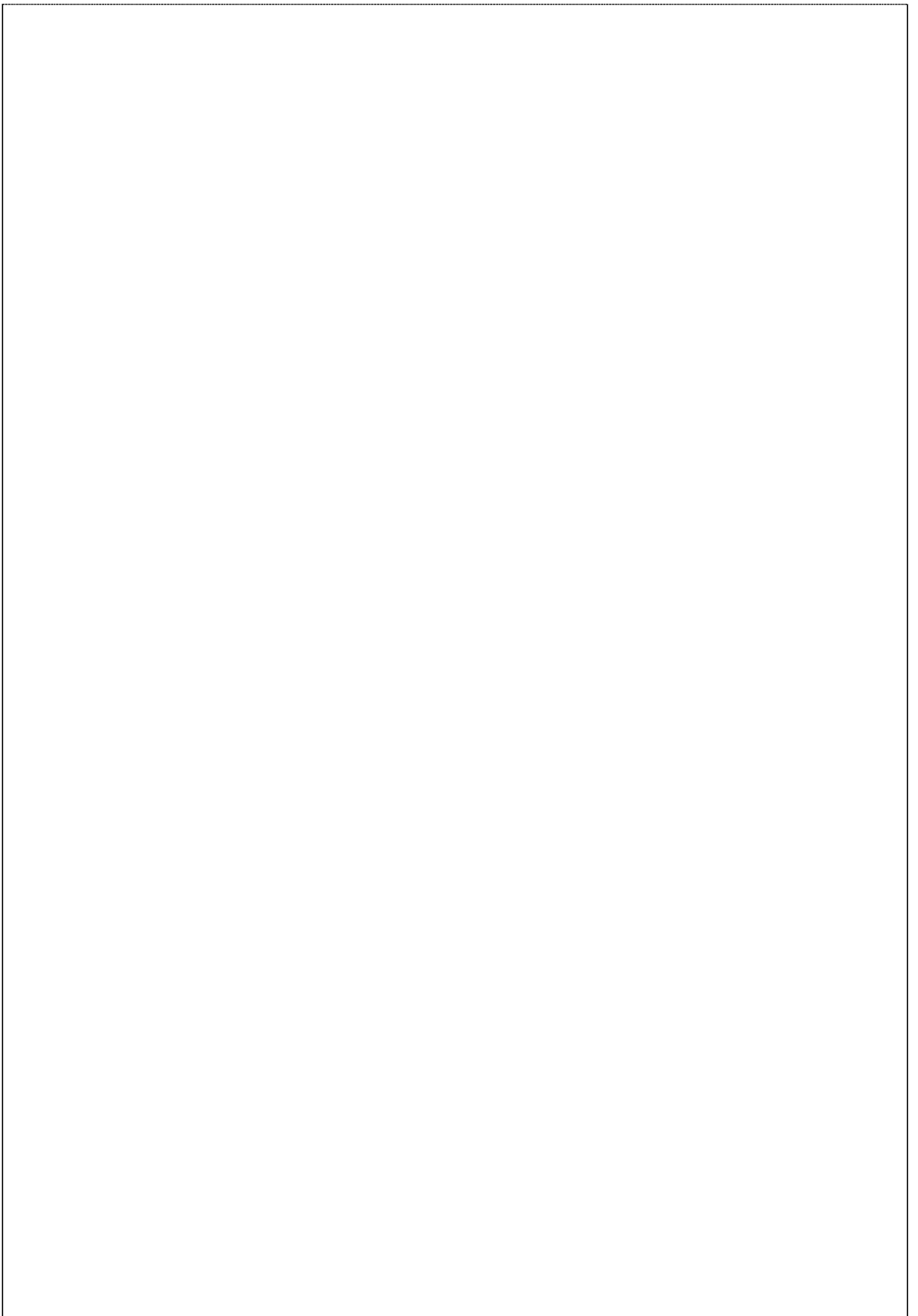
活動内容

感想・課題

様式第2号（第5条関係）

防火防災訓練事故発生状況報告書		
		令和 年 月 日
海南市長 神 出 政 巳 様		
<p style="text-align: center;">自主防災組織等名 代表者住所 代表者氏名 電話番号</p>		
海南市防火防災訓練災害補償要綱第5条に基づき、次のとおり事故状況を報告します。		
事故発生場所		
被害者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
被害者の勤務先	住 所	
	名 称	
	電 話 番 号	
事故発生の原因 および状況		
被害者の処置	収容病院	
	病院への 搬送方法	
※受付印		※経過欄

参 考 资 料



(1) 防災情報の収集方法について

以下の方法で地域の防災情報を収集できます。ご活用と周知をお願いします。

●登録制メール（海南省メール配信サービス）による収集

気象情報（警報等）や防災行政無線放送などの情報（事前登録により配信）

<登録手順>

1. bousai.kainan-city@raidens3.ktaiwork.jp へ空メールを送信する。

※ あらかじめ「@city.kainan.lg.jp」からのメールを受信できるように設定しておく。

2. 届いたメールのURLに接続し登録する。

※ 「防災情報」の登録をお願いします。



『海南省メール配信サービス』
登録 QR コード

●海南省公式LINE による収集

気象情報（警報等）などの緊急情報（事前登録により配信）

<登録手順>

1. LINE ホーム画面右上の「+」を押し、「友達追加」を選択

2. QR コード又はID で検索 ※ID「@kainan_city」



『海南省公式LINE』
登録 QR コード

●テレビによる収集

地上デジタル放送を活用

・テレビ和歌山（5ch）で、リモコンの「d ボタン」を押す。

・あんぜん情報 24 時を選択、下記の必要項目から選択してください。

○気象警報・注意報 ○雨量情報 ○河川水位情報 ○避難情報 ○市町村情報 など

・終了は「d ボタン」を押す。

●電話音声案内（フリーダイヤル）

下記の電話番号で防災行政無線の放送内容を確認できます。電話が混みあっている場合や、つながりにくい場合は、しばらくたってからお掛け直してください。

※放送の確認は、放送後 1 時間程度まで可能です。通話料は無料。

≪ 確認用無料電話番号 0120-170089 ≫

●自動電話（ファックス）発信サービス

自宅の固定電話、ファックスに防災行政無線の放送内容を届けます。

【対象者】 携帯電話をお持ちでない方など

【登録方法】 危機管理課、下津行政局、各支所・出張所にある所定の登録申請書でお申し込みください。

●停電情報

関西電力送配電株の公式アプリで地域の停電情報や復旧見込み時間などを確認できます。

<登録手順>

1. QR コードで検索、アプリをダウンロード

2. 登録地域の設定



『関西電力アプリ』
QR コード

●河川監視カメラ

- ・和歌山県 海草振興局管内 河川映像 - YouTube

<https://www.youtube.com/channel/UCPW5WTXsI41MHif0UcTjdag>



『和歌山県 海草振興局管内 河川映像』
QR コード

- ・和歌山県河川監視カメラ

<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/mainSubCamera.html?scd=300>



『和歌山県河川監視カメラ』
QR コード

(2) 避難における感染症対策に関する注意点

災害発生に伴う避難では、新型コロナウイルスやインフルエンザをはじめとする感染症のリスクが高まる恐れがあります。密閉した空間に多人数が密集し、密接する距離となる「3密」の条件では、感染症が拡大するリスクが高くなりますので、次のポイントに注意して避難しましょう。

●避難先の検討（分散避難）

- ・避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ・市が指定する避難場所に行くことだけが避難ではありません。
- ・ハザードマップを確認し、浸水する可能性や土砂災害の危険性がない場所に自宅がある方で、自宅で安全を確保できる場合は「在宅避難」も有効です
- ・自宅が危険な場所にある場合は、避難所が過密状態となることを防ぐため、安全が確保できる「親戚や知人宅等への避難」も検討してください。
- ・「車中泊避難」は感染症対策やペット避難では有効です。しかし、夜間における豪雨時の屋外の移動は危険ですので、車中泊避難をする場合は、早目の避難や周囲の安全確認を十分に行ってください。

<車中泊避難のポイント>

- ・土砂災害や水害の影響がないか事前に調べておきましょう。
- ・エコノミークラス症候群に注意しましょう。
 - ※食事や水分をとり、体を水平にしましょう。
 - ※定期的な運動（足首やかかとの上げ下ろし）を行きましょう。
 - ※ゆったりとした服を着て締めつけないようにしましょう。

●避難する際に持っていくもの

- ・感染防止や健康状態の確認のために必要となるものを可能な限り持参してください。感染症対策として、マスク、手洗い石鹸、タオル、体温計、ごみ袋、ウェットティッシュなどは必ず準備しましょう。

●避難所内のトイレの衛生管理について

- ・居住区域は土足厳禁を徹底してください。
- ・手洗い場とトイレはなるべく近くに設置しましょう。
- ・流水を使って手洗いをしましょう。

●咳エチケット

咳やくしゃみが出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーです。

- ・咳やくしゃみの際はティッシュで口と鼻をおおきましょう。
- ・ティッシュ等がない場合には、二の腕で口と鼻をおおきましょう。

(3) 古くなった消火器の交換について

消火器は初期の火災には有効なものですが、容器に錆や変形があったり、老朽化したりしている消火器などは、重大な事故が発生するおそれがあり注意が必要です。

全国で腐食等した消火器の使用や放置などにより、消火器の破裂事故が発生しています。

ご家庭や自治会等で自主的に設置している消火器であっても定期的に外観点検を行い、腐食等が認められる消火器は直ちに使用を中止し交換することを推奨します。

●消火器の交換・処分について

不要になった消火器は、一般ごみや粗大ごみでは処分できません。

交換又は処分する場合は、必ずお買い求めの販売店や専門業者とご相談ください。

(※処分するのに費用がかかります。)

●注意点

「あなたの家の消火器は基準に適合していません。」

「耐圧点検を実施していないので買替えが必要です。」などと巧みな話術で、消火器を高額で訪問販売したり点検を行ったりする悪質な業者がいます。

消防職員が訪問販売を行うことはありませんのでご注意ください！

旧規格消火器は、消防法令に基づいて設置する建物等に設置することはできません。すみやかに交換してください。

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できる猶予期間は2021年12月31日に終了しています。2022年以降は、型式が失効した消火器の設置は認められません。

現在も旧規格消火器が設置されている場合は、すみやかに交換・リサイクルをお願いいたします。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



【お問い合わせ】

消防本部 予防課 ☎483-8711

(4) 市で実施している事業

<海南市家具転倒防止補助事業>

市では、地震時における家具の転倒から生命及び身体を守るとともに、安心して生活ができるよう、家具の転倒防止措置に要する費用に対し、補助します。

『海南市家具転倒防止補助事業』
ホームページ QR コード



【対象者】

市内に住所を有する方で、下記のいずれかの世帯に属し、世帯員により金具等の取付けが困難である方。

(1) 65 歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方がいる世帯

(3) 介護保険の要介護認定で要介護 1 以上とされている方がいる世帯

※ただし、過去に海南市家具転倒防止金具等取付事業を利用した世帯及び本事業の補助金を利用した世帯は対象外となります。

【受付窓口】

海南市役所内 危機管理課、社会福祉課、高齢介護課
下津行政局、支所、出張所

【取付対象】

家具(タンス、本棚、食器棚、仏壇等)、家電製品(テレビ、冷蔵庫等)など

【補助金】

上限 10,000 円(自ら居住する海南海市内の住宅に設置する費用)

【対象経費】

家具転倒防止事業に要した費用

- ・金具や木材、耐震ポール等の購入費用
- ・家具転倒防止工事にかかる費用

【申請書添付書類】

- (1) 家具転倒防止措置の前後の写真
- (2) 家具転倒防止措置に要した費用に係る領収書の写し

【申込期間】

令和 6 年 4 月 1 日(月)～令和 7 年 2 月 28 日(金)(申込順)
(補助金の支給額が予算の限度額に達した時点で終了します。)

【お問い合わせ】

危機管理課 ☎483-8406

<海南市感震ブレーカー設置補助事業>

地震が発生したときに自動的に電気の供給を遮断し、電気が原因となる火災を防ぐために、感震ブレーカーの設置に対し補助します。

『海南市感震ブレーカー設置補助事業』
ホームページ QR コード



【対象者】

市内に住所を有する方で、下記のいずれかの世帯に属する方。

- (1) 65歳以上の高齢者がいる世帯
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている方がいる世帯
 - (3) 介護保険の要介護認定で要介護1以上とされている方がいる世帯
- ※ただし、過去に本事業の補助金を交付された方がいる世帯は対象外となります。

【受付窓口】

海南市役所内 危機管理課、社会福祉課、高齢介護課
下津行政局、支所、出張所

【設置対象】

補助の対象は、1世帯につき1台です。

※対象となる製品は、(一社)日本消防設備安全センターの消防防災製品等推奨証が交付されたもの又は(一財)日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有する製品に限ります。ご購入の際には必ず販売店等でご確認ください。

【補助金】

上限5,000円（自ら居住する海南海市内の住宅に設置する費用の1/2以内）

【対象経費】

購入費及び取付費用

（取付費用については、購入等する販売店が実施するものに限りします。）

【申請書添付書類】

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 感震ブレーカーの整備に要した経費に係る領収書の写し

【申込期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）（申込順）
（補助金の支給額が予算の限度額に達した時点で終了します。）

【感震ブレーカー設置の注意点】～感震ブレーカーの作動による停電に注意～

- ・電力を使用し、生命の維持に直結するような医療用器具をご使用の方は、設置に際して十分注意してください。
- ・感震ブレーカーが作動すると停電の状態になります。枕元に懐中電灯等をご用意ください。

【お問い合わせ】

危機管理課 ☎483-8406

< 海南市ブロック塀等撤去改善補助事業 >

地震によるブロック塀などの倒壊により、人的被害や避難時などの通行の妨げとなることを防止するため、危険なブロック塀などの撤去や軽量の塀（フェンスなど）の新設費用に対し、その費用の一部を補助します。

『海南市ブロック塀等撤去改善補助事業』
ホームページ QR コード



【対象となる塀】

市内にあるコンクリートブロック造、レンガ造その他これらに類する塀及び門柱等で、道路や公園などに面する高さ 0.8m 以上のもの
(ただし、過去に本事業の補助金を交付された敷地は対象外)

【補助対象者】

対象となる塀の所有者

※軽量の塀等の新設を行う場合は、市税を完納していることが条件になります

【補助金額】

下記①および②を合計した金額に 10分の9 を乗じた額 (上限 45 万円)

	補助対象事業	金額
①	ブロック塀等の撤去	撤去費または 1 万 6 千円 × 撤去するブロック塀等の長さ (m) または、1 万 3 千円 × 撤去するブロック塀等面積 (㎡) ※のいずれか低い金額
②	ブロック塀等の撤去に伴う軽量の塀等の新設	軽量の塀等の新設費または 2 万 4 千円 × 新設する軽量の塀等の長さ (m) ※または 1 万 6 千円 × 新設する軽量の塀等の面積 (㎡) ※のいずれか低い金額

※ 長さは 10 cm 未満、面積は 0.1 ㎡ 未満をそれぞれ切り捨てます。

【申込方法】

- (1) 事業の着手前に「事前相談書を提出」
- (2) 事前相談の結果、補助対象と確認された場合、補助申請書などを提出

【申込先】

危機管理課 (市役所 3 階)

【申込期間】

令和 6 年 4 月 1 日 (月) ~ 令和 6 年 12 月 27 日 (金) (申込順)
(補助金の支給額が予算の限度額に達した時点で終了)

【お問い合わせ】

危機管理課 ☎483-8406

<災害時協力井戸登録事業>

市では、地震等の災害により水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、市民の方々の生活用水（飲用水以外のトイレ及び掃除等に使用する水）を確保するため、「災害時協力井戸」として登録いただける井戸を募集しています。

『海南市災害時協力井戸登録事業』
ホームページ QRコード

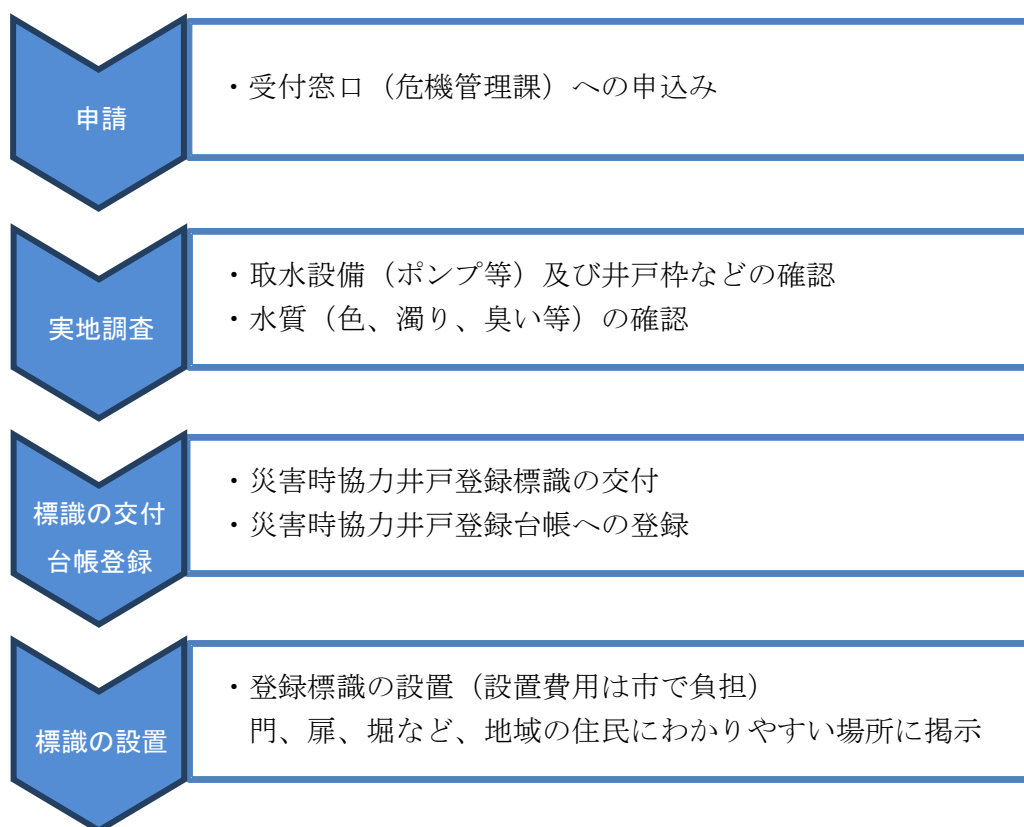


【対象となる井戸】

次のすべての要件を満たすもの

- (1) 市内に所在する使用可能なもの
- (2) 災害時に取水できるポンプなどを備えたもの
- (3) 外部からの汚染を防ぐ井戸枠・ふた等を備え、生活用水として適当な水質であること
- (4) 災害時に地域住民等に井戸水を無償で提供できるもの
- (5) 井戸の所在地、所有者等の情報の公表に同意できるもの

【申請から登録完了までの流れ】



※申請を希望する井戸に取水設備（ポンプ等）を設置する場合、自主防災組織育成補助金による補助を受けることができます（補助金の申請に当たっては、当該地区の自主防災組織代表者と調整のうえ、お申し込みください）。

【お問い合わせ】

危機管理課 ☎483-8406



令和6年度 海 南 市 住宅耐震化事業

『海南市住宅耐震化事業』
ホームページ QR コード

本年1月1日に発生した「能登半島地震」は、家屋倒壊による多くの人的被害を引き起こしました。

海南市においても近い将来大規模地震の発生が予測されており、住宅の耐震化は命を守る対策として大変有効です。

いつ起こるかわからない震災に備え、ぜひ下記制度をご活用ください。

①住宅耐震診断事業

【木造住宅】 建築士会の耐震診断士が無料で診断します。

【非木造住宅】 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

耐震診断(※1)の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の②③の補助事業が可能です

(※1)市の耐震診断事業、またはこれに準ずる耐震診断で第三者機関の審査を受けたものに限ります。

②住宅耐震改修補助事業

住宅の耐震改修工事(設計含む)に必要な費用の一部を補助する事業です(現地建替工事も対象)。

<<補助金額>>

$$\begin{array}{rcccl} 50 \text{万円} & + & 66 \text{万6千円} & = & \text{合計最大で} \\ \text{(工事費の} \frac{2}{5} \text{が上限)} & & \text{(定額補助 ※2)} & & \text{116万6千円の補助金} \end{array}$$

※2 補助対象経費(設計費、工事費)の額に関わらず、一定金額を補助対象経費の範囲で補助するものです。



補助金の受け取りは、次の2つから選べます。

②工業者に費用を支払った後、市から補助金を受け取る。

①業者への費用の支払いに間に合うよう、先に市から補助金を受け取る。

耐震化の事例



耐震金具の設置



筋交いの設置



屋根の軽量化

住宅の耐震改修工事を実施すると、所得税の特別控除や固定資産税の減額を受けることができます。控除等の対象となるには、一定の条件があります。

【問い合わせ先】

- 所得税の特別控除について
海南税務署 (☎482-0945)
- 固定資産税の減額について
税務課資産税班 (☎483-8417)

③耐震ベッド・耐震シェルター設置工事補助事業

耐震改修工事より安価で、就寝スペースなどの安全が確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

<<補助金額>>

設置費の $\frac{2}{3}$ (補助限度額 26万6千円)

例えば、設置費が50万円の場合、補助金額は26万6千円(自己負担額23万4千円)です。

【お問い合わせ】 建設課 建築班 ☎ 483-8482

(5) 土砂災害について

土砂災害から身を守るための3つのポイント

①ハザードマップで確認しましょう

お住いの場所が「土砂災害警戒区域」などの区域内またはその周辺にないかを、水害・土砂災害ハザードマップやかいなん MAP で確認しましょう。また、「マイ・タイムライン」を作成し、避難のタイミングや避難場所、非常持出品の準備をしておきましょう。

②土砂災害警戒情報に注意













雨が降り出したら、土砂災害の危険性が高くなったことを示す「土砂災害警戒情報（和歌山県と和歌山地方気象台が合同で発表）」に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、テレビ・ラジオなどで確認できます。

③警戒レベル4 避難指示が発令されたら危険な場所から全員避難

海南市が「警戒レベル4 避難指示」を発令したら、土砂災害警戒区域内またはその周辺にお住まいの方は、直ちに隣近所の人と声を掛け合い安全な場所に避難しましょう。

土砂災害の種類と前兆現象

下記のような前兆現象を確認したら、身の安全を確保してから、海南市危機管理課（下記）までご連絡ください。市が提供する「フォトレポかいなん」を活用すれば、スマートフォンからお手軽に通報いただけます。

種類	前兆現象			
がけ崩れ 雨や地震などの影響によって、斜面が急激に崩れ落ちる				
土石流 細い川から、大量の土砂が水とともに流れ出して建物や道路を押し流す				
地すべり 地下水などの影響で、広い範囲にわたって斜面がゆっくりすべり落ちる				

◆水害・土砂災害ハザードマップ

◆かいなん MAP

◆マイ・タイムライン

◆フォトレポかいなん



(6) 災害時のごみの出し方について

災害時のごみの出し方

災害時には、日常生活で発生する「生活ごみ」に加え、「災害ごみ」が大量に発生します。

昨年6月の豪雨災害時の課題を教訓に、次のとおりまとめました。
迅速に復旧できるよう、ごみの出し方のポイントを確認しましょう。

①「災害ごみ」は、平常時のごみ集積場所には出せません。

- 「災害ごみ」がごみ集積場所に大量に出されると、通常の「生活ごみ」の収集ができなくなります。
- 「災害ごみ」は市の指定する一次集積所へ出してください。
- 「災害ごみ」は「有料指定袋」に入れる必要はありません。

②市の指定する「一次集積所」を開設する場合はお知らせします。

- 開設時には、ホームページやメール配信サービスなどでお知らせします。
- 自治会内に仮置場を設置する場合は、土地の所有者に了解を得てください。
また、災害ごみは分別しましょう。分別しないと、撤去作業が長期化し、土地所有者や近隣住民の皆さまに迷惑がかかります。
道路に災害ごみを出すと緊急車両等の通行の妨げになるのでやめましょう。

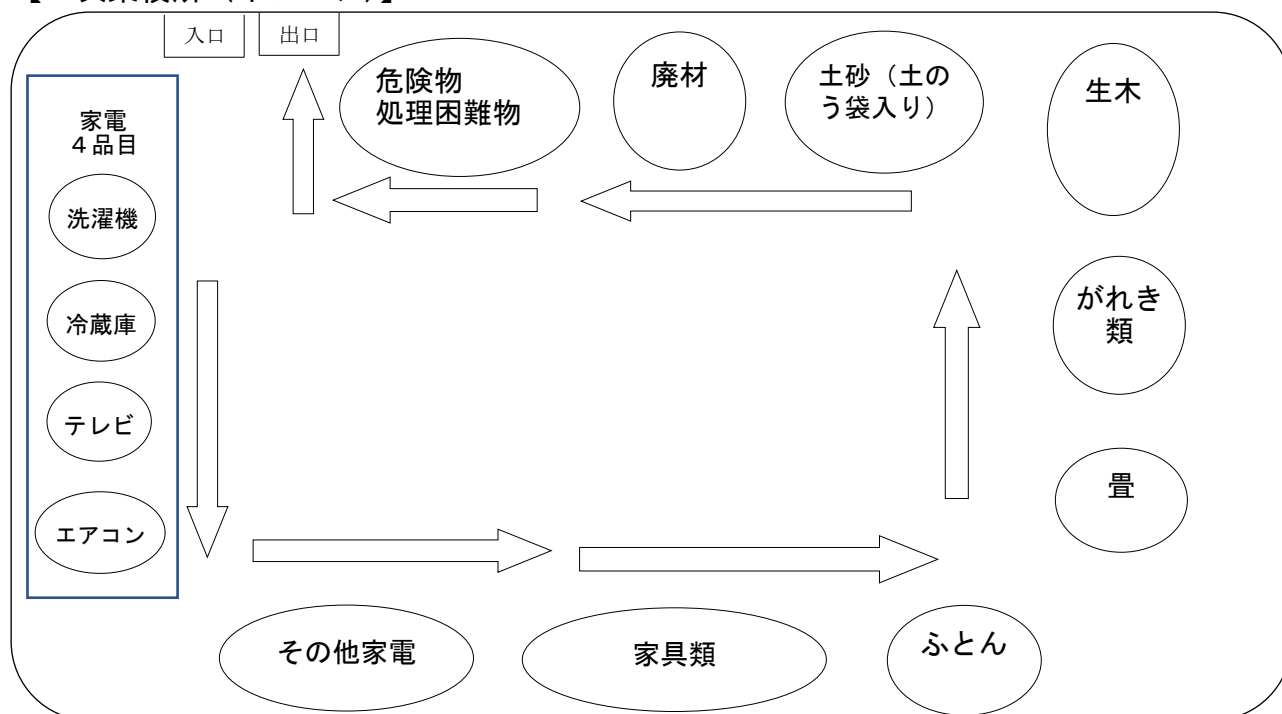
<悪い例>



分別しないと撤収作業が長期化し、復旧が遅れるとともに悪臭などにより生活環境が悪化します。

③「災害ごみ」は事前に分別して持ち込んでください。

【一次集積所（イメージ）】



お願い

- ・上記イメージを参考に分別してください。
- ・堆積した土砂は、土のう袋に入れて出してください。
- ・流木は、長さ 1.5m に切断してください。（直径 20 cm 程度）
- ・冷蔵庫を搬入する場合は、冷蔵庫の中身を取り除いて出してください。

【一次集積所に持ち込めないもの】

- ① 災害とは関係ないごみ（便乗ごみ）
- ② 危険物（ガソリン、石油、ガスボンベ、消火器、塗料、スプレー缶）
- ③ 車のタイヤ、バッテリーや、農薬などの薬品類など
- ④ 産業廃棄物

※①撤収作業が長期化します。 ②、③、④では市では処理できません。

④災害時のごみを減らすために今できること

不要なものは、日頃からごみ出しやリサイクルなどで整理しておけば、災害時のごみを減らすことができ、復旧までの期間も短縮できます。

家具や電化製品は、転倒防止器具等で壁に固定し、倒れにくくすることで災害時の破損等を防止できます。

【お問い合わせ】 環境課 ☎ 483-8456